

長 建 協 発 第 564 号
平成 27 年 3 月 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」の策定について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国建設業協会では、「担い手 3 法」の改正による発注者及び受注者の双方における担い手確保・育成の責務の明確化及び建設産業活性化会議における総合的な人材確保・育成対策の推進が取りまとめられたのを受け、標記指針を策定しましたのでお知らせ申し上げます。